

練馬区立開進第一中学校 学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは「人間として絶対に許されない、人権に関わる重大な問題」である。そして、いじめについては、いつでも「いじめられる側に立った対応」を最優先にしなければならない。また、「どの生徒も被害者と加害者になり得る」という認識を常にもち、教職員が日頃から些細な兆候を見逃さないように努め、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、生徒と教職員、また生徒同士が信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場ではなくてはならない。随所に心を育てる取組を展開し、生徒が自己存在感を味わうことができる活動の一つ一つ作り出し、その中で、思いやりのある温かい集団を形成させ、一人ひとりの生徒が仲間とともに心を豊かに成長させられる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第二条）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【具体的ないじめの態様】

- ・冷やかしかからかい、悪口や陰口、脅し文句、嫌なことをしつこく繰り返し言われる。
- ・意図的な仲間はずれ、集団によって無視される。
- ・遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたり、荷物を持たせられたり、暴力をふるわれる。
- ・金品をたかられる。取られる。隠される。
- ・嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをさせられる。
- ・多くの人が見る可能性のある場所や書類に、名前や悪口を書かれる。
- ・発言したことを、笑われたり、冷やかされたり、皮肉を言われたりする。
- ・ふざけたふりをして、仕草や話し方などのまねをされる。
- ・正当な理由もないのに、責められる。
- ・外見的にはけんかのように見えても、いじめられた意識があるものはいじめである。
- ・パソコンやスマートフォン等インターネットの世界で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

生徒からの訴えがあった場合、それはすべて「いじめ」と積極的にとらえ、対応する。

「いじめの認知件数が多いことは、教職員の目が届いている証である。」

3 いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、次の2つの条件が満たされているものをいう。

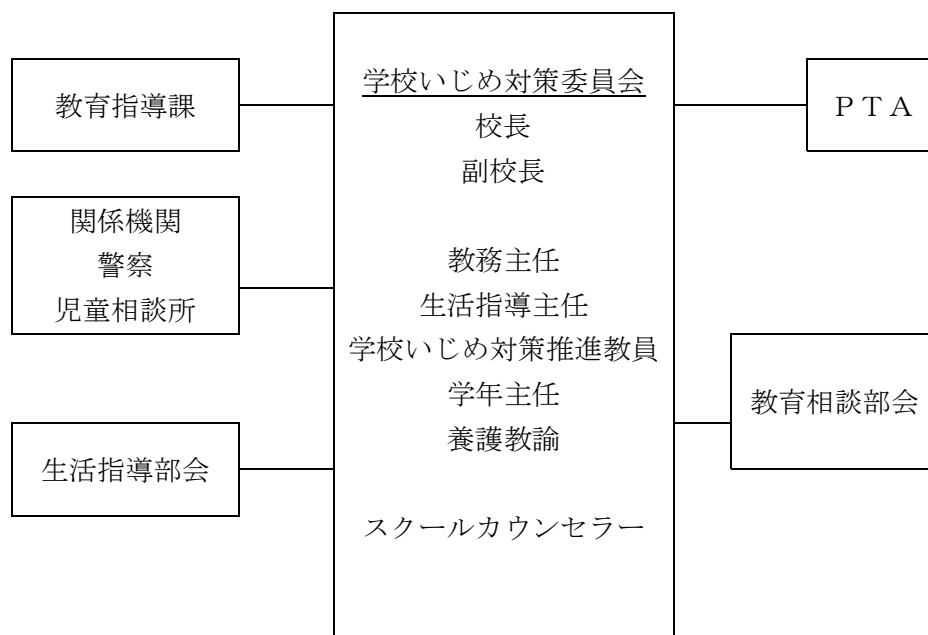
(1)いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること、この相当の期間とは、3ヶ月を目安とする。

(2)被害者が心身の苦痛を受けていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面接等により確認する。

4 いじめ防止対策組織



定例開催とする「学校いじめ対策委員会」を設置し、いじめの些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員だけで抱え込むことなく情報共有し、組織的に対応する。

また、緊急を要する場合は、定例会の他に必要に応じて開催し、対応を進める。

5 いじめの防止等に関する内容

(1)いじめの未然防止の取組

- ア 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりを進める。
- イ 行事、授業、部活動において、生徒の活動や努力を認め、自己存在感や自己肯定感を育むことができるようにする。
- ウ 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うために、教育活動全体を通して、道徳教育や人権教育の充実を図るとともに、生徒が自主的に行ういじめ防止に資する活動を支援する。

(2)いじめの早期発見の取組

- ア 生活アンケートや教育相談を定期的に行い、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
(生活アンケート 年3回以上実施)

- イ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ アンケートの結果や日常生活のなかでいじめにかかる事案が発生した場合、必要に応じて全校や学年の集会や全体指導を実施し、いじめを許さない風土を醸成する。
- エ 校内のいじめ相談体制として、学校いじめ対策推進教員が窓口となり、必要に応じて各学年担当やスクールカウンセラーの対応につなげる。

(3)いじめに対する措置

- ア いじめを発見したり、通報を受けたりした場合、情報共有データの作成及び回覧、職員会議での報告等を通じて教職員全員で情報共有すると共に、「学校いじめ対策委員会」を中心に組織的対応を行う。
- イ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為をやめさせる。生徒や保護者から「いじめではないか」という相談や訴えがあった場合には真摯に傾聴する。些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりをもつ。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ウ いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにも関わらず、十分な効果が上げられず、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、ためらわずに所轄の警察署に相談して対処する。
- エ いじめられた生徒から事実関係の聴取を行う。このとき、いじめられている生徒にも責任があるという考え方を完全に排除し、生徒のプライベートなどの個人情報に十分に留意する。また、周囲の友人や保護者からの情報を求め、事実関係を明らかにするよう努める。
(保護者への説明責任を丁寧に果たす。)
- オ いじめられた生徒にとって信頼できる人物(親しい友人や教職員、スクールカウンセラー、家族など)と連携し、寄り添い、支える体制をつくる。
- カ いじめた生徒に対して、徹底して事実関係の聴取を行う。いじめの事実が確認された場合、複数の教職員が連携し、組織的に、いじめをやめさせ、再発を防止する。
- キ いじめた生徒からの事実関係を聴取後、迅速に保護者に連絡し、事実に対する理解と納得を得、以後の対応を適切に行うことができるように保護者の協力を求めるとともに、保護者に対して継続的な助言を行う。
- ク いじめた生徒への指導に当たっては、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為である」と理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。また、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、あくまでも寄り添い、支え、諭しながら、健全な人格の発達を目指して継続的な指導を行う。
- ケ いじめた生徒に対して、教育上必要があると認める場合、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に生徒に対して懲戒を加えることができる。ただし、いじめには様々な要因があることを鑑み、懲戒を加える場合、教育的配慮に十分に留意し、自らの行為の悪質性を理解し、健全な成長を促す目的で行う。
- コ いじめを見ていた生徒に対しても自分の問題として捉えさせる。いじめを止めることができ

なくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。また、はやし立てるような行為は、いじめに加担することであることを理解させる。いじめは絶対に許されない行為であることを学級全体で話し合うなど、根絶しようという態度を行き渡らせる。

- サ いじめの解決とは、当事者による謝罪行為で終わるものではなく、いじめた生徒といじめられた生徒、周囲の生徒との関係の修復を経て、全体が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動を踏み出すまで（※いじめの行為が止んで3ヶ月以上経った状態・被害者がいじめの行為により心身の靴を感じていない状態）と判断されるべきである。

(4) ネット上のいじめへの対応

- ア ネット上の不適切な書き込み等については、勝手な判断で削除せず、警察や法務局等と連携し、対処する。
- イ インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるよう、情報モラル研修会や「SNS 練馬区ルール」および「SNS 学校ルール」に関する指導など、必要な啓発活動を行う。
- ウ 中学生にスマートフォンを持たせることは、保護者の責任のもとに使用させることであると保護者に伝える。また、ネット上の危険に子どもをさらし、場合によっては犯罪に巻き込まれる可能性があることを認識していただき、フィルタリング、ペアレンタルコントロール等の設定をした上で、家庭内のルール作りを積極的に進めていただくよう啓発する。

6 重大事態への対応

<重大事態とは> いじめ防止対策推進法第28条第1項

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">いじめにより児童等の<u>生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い</u>があると認めるとき
(生命心身財産重大事態)いじめにより児童等が<u>相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い</u>があると認めるとき (不登校重大事態) |
|--|

- (1) 重大事態が発生した場合は、「重大事態発生時の対応フローチャート」に基づき、直ちに練馬区教育委員会に報告し、調査を実施する主体等を協議する。
- (2) 調査主体が学校である場合には、教育委員会やスクールロイヤー等の指導・助言を受け、「学校いじめ対策委員会」を中心に、被害生徒・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、速やかに事実関係を明確にするための調査を行う。
- (3) 調査主体が教育委員会である場合には、教育委員会が求める資料の提供や調査に協力する。
- (4) 学校で行う調査の状況については、必要に応じていじめを受けた生徒及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- (5) 調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な取組を進める。
- (6) 些細と思われるいじめでも、重大事態となる可能性があることを校内で共通理解を図る。
- (7) いじめられた側の生徒に寄り添うとともに、全ての生徒が落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める。
- (8) 必要に応じて、保護者・地域、関係機関に迅速かつ適切に情報提供を行い、協力を依頼する。

7 いじめを生まない学校作り

(1)教職員による指導について

- ア 生徒が互いのことを認め合ったり、支え合ったり、心の繋がりを感じたりする、心の居場所と絆のある学級経営に取り組む。
- イ 生徒一人一人が活躍し、認められる場のある教育活動を展開し、生徒に自己有用感や自尊感情を育む。そのために「ほめる」「認める」「寄り添う」ことを心がけて指導する。
- ウ すべての教員が、生徒自身が活動するわかりやすい授業作りを心がけ、基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感や成就感をもたせる。
- エ 生徒の豊かな情操と道徳心、より良い人間関係作りができる力を養うため、道徳授業の充実を図る。
- オ 「いじめ防止研修資料」等を活用した校内研修や、いじめ防止等の対策の取組状況に関するチェックシートによる自己診断など、いじめの防止等に関する自らの資質向上に努める。

(2)生徒に培う力とその取組

- ア 生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
 - ①体験学習の充実……心豊かな生徒の育成
 - ②運動会、合唱コンクール、修学旅行（イングリッシュキャンプ、スキー教室）等
- イ 学級活動や生徒会活動などの場を活用して、生徒自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったら良いかを考えさせ、主体的に取り組もうとする力を育む。
- ウ 学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を越えて合意形成をできる力を育てる。
- エ 生徒の主体的な取組として、ふれあい（いじめ防止強化）月間やいじめ一掃プロジェクト等で、いじめ防止標語・ポスターの作成、いじめについて考えたり、考えを伝え合ったりする機会作り等を進める。

(3)家庭・地域との連携

- ア 学校いじめ防止基本方針を保護者に理解していただくとともに、PTAの集まり等の場でのいじめの実態や指導方針について説明するなどして協働態勢の構築に努める。
- イ 学校だより、学級通信や学年通信を通じて、こまめに保護者に協力を呼びかける。
- ウ 学校公開等において、保護者や地域住民に道徳や特別活動等の授業を公開する。

8 年間計画

	1 年	2 年	3 年	学 校
4 月	相談窓口設置 担任による生徒の把握	相談窓口設置 担任による生徒の把握	相談窓口設置 担任による生徒の把握	いじめ対策委員会 (第1回)
5 月	SCによる全員面接			
6 月	ふれあい月間アンケート 三者面談 (家庭での様子)	ふれあい月間アンケート 三者面談 (家庭での様子)	ふれあい月間アンケート 三者面談 (家庭での様子)	
7 月	保護者会	保護者会	保護者会	
8 月				
9 月	夏休み明け生徒観察	夏休み明け生徒観察	夏休み明け生徒観察	いじめ対策委員会 (第2回)
10 月				
11 月	ふれあい月間アンケート	ふれあい月間アンケート	ふれあい月間アンケート	ふれあい月間
12 月	三者面談 (家庭での様子)	三者面談 (家庭での様子)	三者面談 (家庭での様子)	
1 月	冬休み明け生徒観察	冬休み明け生徒観察	冬休み明け生徒観察	いじめ対策委員会 (第3回)
2 月	ふれあい月間アンケート 保護者会	ふれあい月間アンケート	ふれあい月間アンケート	ふれあい月間
3 月		保護者会	保護者会	いじめ対策委員会 (第4回)

9 その他

この「学校いじめ防止基本方針」は、平成26年4月4日から施行する。
(平成26年4月4日付け開一中第5号)